

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針

令和2(2020)年4月2日

(令和2(2020)年4月17日改正)

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

国が令和2(2020)年3月28日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年4月7日改正及び同年同月11・16日変更)に基づき、本県における新型コロナウイルス感染症対策を更に推進するため、今後の基本的な対応方針を定める。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年11月策定)等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要がある。

## 1 基本的な方針

- ・新型コロナウイルス感染症が世界的な拡がりをみせる中、感染予防やまん延防止をはじめ、県民等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、国、市町、関係機関等と連携し、全県を挙げて取り組む。
- ・県民等への情報提供・共有、相談及びまん延防止策により、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限にすべく万全を尽くす。
- ・的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限に止める。また、事業継続計画に基づく社会・経済活動の維持に努める。
- ・なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

## 2 実施体制

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部は、市町対策本部と連携し、指定地方公共機関、関係機関・団体及び県民の協力を得ながら、新型コロナウイルス感染症に対する各種対策を推進する。

## 3 対策の重要事項

### (1) 情報提供・共有

- ① 県民等に対し、正確で分かりやすく、かつ、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

<情報提供や呼びかけの例>

- ・感染者の発生状況等の正確な情報提供。
- ・手洗い、咳エチケット等の基本的な感染予防策の徹底。

- ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・国が作成した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」の周知。
- ・感染者・濃厚接触者や感染者の診療に携わった医療機関・医療関係者、その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・室内で「三つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けることの呼びかけ。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。
- ・飲食店等においても「三つの密」を避けることの呼びかけ。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・家族以外の多人数での会食を避けることの呼びかけ。
- ・県内全域における不要不急の外出の自粛の呼びかけ（期間を示した上で行う。）。特に若い世代への注意喚起。
- ・緊急事態宣言の対象区域やその他当該道府県から外出自粛要請が出されている地域への不要不急の外出の自粛や緊急事態宣言の対象区域から県内に転入等された方々の不要不急の外出の自粛や健康管理の徹底。
- ・県民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等、商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

また、国、市町等との緊密な連携により、様々な手段により県民等に対して感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。

- ② 情報発信に当たっては、国のホームページ等を紹介するなどして有機的に連携させるとともに、県の各種広報媒体やSNS等も積極的に活用し、迅速かつ積極的に県民等（在留外国人、外国人旅行者を含む。）への情報発信を行う。

また、企業や各種団体等とも連携して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くように、丁寧な情報発信を行う。

- ③ 市町と連携した感染拡大防止措置がより迅速かつ的確に講じられるよう、患者の発生地（市町名）等に関する情報を適切に提供する。

## （2）相談

- ① 感染状況等を踏まえ、帰国者・接触者相談センター（広域健康福祉センター、宇都宮市保健所）や市町等の相談体制を拡充する。
- ② 外国人や聴覚障害者等に対する相談体制を継続する。

## （3）サーベイランス・情報収集

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 12 条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② また、保健環境センターの検査体制の強化を図るとともに、保険適用の検査を実施する医療機関や民間の検査機関等も活用した検査体制を構築する。
- ③ PCR 検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

#### （４）まん延防止

国や市町、関係機関等と連携し、外出の自粛要請等の緊急事態措置を行う。

- ① 最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第 5 条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、まん延の防止に関する措置として、まずは法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行う。
- ② クラスタが発生しているおそれがある場合における当該クラスタに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、開催の自粛等の要請を強く行う。

全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。

感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられる場合は、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。

その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請等の解除を行うこととする。

- ③ 法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用の制限の要請等を行う。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行う。

なお、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行う。

- ④ 法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 県及び市町は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスタ対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえ、的確に打ち出す。また、必要に応じて、国に対し、クラスタ対策にあたる専門家の派遣を要請する。

- ⑥ 県及び市町は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察（必要に応じて検査）、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を的確に把握する。このため、広域健康福祉センターの体制強化を図る。
- ⑦ 地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。緊急事態措置を講じるにあたっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し丁寧に説明する。緊急事態措置を実施するにあたっては、法第20条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。
- ⑧ 緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、国と協力しつつ、県民に対し周知する。
- 加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混雑が生じないように、県民に冷静な対応を促す。
- ⑨ ①の法第45条第1項に基づく外出の自粛要請を行う。専門家の意見も踏まえ、期間、区域を示すものとする。外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの等についても併せて示すものとする。
- ⑩ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。
- ⑪ 外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等には、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促す。
- ⑫ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関する業務継続計画（BCP）の策定・実施について、さらに強化を促す。
- また、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促す。
- ⑬ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。
- なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも留意し、別添に例示する。

- ⑭ 事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑮ 県及び市町は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が生じることがないように、所要の感染防止策を講じるよう促す。
- 食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼びかける。
- ⑯ 関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑰ クラスター対策を抜本的に強化するという観点から、広域健康福祉センターの積極的疫学調査の実施体制の強化に取り組む。感染状況に応じて、宇都宮市保健所をはじめ市町と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、クラスターの発見に資するよう、他の都道府県との迅速な情報共有に努める。
- ⑱ 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑲ 公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策の徹底を呼びかける。
- ⑳ 大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として緊急事態宣言の対象とされたことにかんがみ、上記③⑫⑬の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、その実施について、判断を行う。

#### (5) 医療等

- ① 感染拡大の状況に応じ、以下のように、柔軟な医療提供体制を確保する。
- ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
  - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が感染者と認められた場合には、当該医療機関を管轄する広域健康福祉センターや宇都宮市保健所との連携を密にとりながら、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関、入院協力医療機関への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し適切な医療を提供する。
  - ・ 外来医療について、患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある場合は、感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化した上で、帰国者・接触者外来を増設し、専

属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備する。

- ・さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断するときは、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。
- ・こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。
- ・入院医療について、患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断するときは、国に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療の必要性が低い軽症者等は宿泊療養とし、宿泊療養実施に向けて、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努める。なお、宿泊療養では対応が困難な場合には、自宅療養を実施する。
- ・自宅療養とする際、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等遠隔通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。また、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。

② オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じて、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。

- ・例えば、新型コロナウイルス感染症の重症患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、患者の状態も踏まえ、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。
- ・医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
- ・医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。
- ・診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討する。
- ・例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として必要に応じて設定する。
- ・必要に応じて、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第 48 条に基づく臨時の医療施設の開設を検討する。
- ・医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートに備え、県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保する。

- ③ 医療機関、高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう「三つの密」を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
  - ・医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
  - ・さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止または制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
  - ・医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、広域健康福祉センターの指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ④ 特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の个人防护具を優先的に確保する。
- ⑤ 感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。
- ⑥ その他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを検討する。
  - ・妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進する。
  - ・外国人が医療を適切に受けることができるよう、電話通訳やタブレット端末の活用を努める。
  - ・法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間に配慮する。
  - ・以上のような医療等の体制が整っていることを、医療関係者や医療機関等のみでなく、広く一般に周知し、適切な医療管理への協力を要請する。

## (6) 経済・雇用対策

- ① 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響を注意深く見極めながら、国の緊急対応策等を活用し、必要かつ十分な対策を講じる。
- ② 事業者の対応等  
事業者に対し、産業医や地域産業保健センターの協力を得て、従業員の健康管理、職場における感染予防策の徹底や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を要請する。
- ③ 県民、事業者への呼びかけ  
ア 県民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたり、消費者としての適切な対応を呼びかける。  
イ 食料品、生活関連物資等の価格を高騰させないために、事業者に対して、買占めや売惜しみが生じないように調査・監視するとともに、必要に応じて関係団体等への指導及び相談窓口の設置等の要請を行う。

## (7) その他重要な留意事項

- ① 人権への配慮等  
ア 患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。  
イ 海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。  
ウ 各種対策を実施する場合においては、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮する。  
エ 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、県民への普及啓発等、必要な取組を実施する。  
オ 感染や先行きへの不安を抱える方々の心のケアやDV、虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要配慮者に対して、とちまる見守りネット協力事業者や市町に対し、見守り等を適切に実施するよう働きかける。
- ② 物資・資材等の供給  
感染防止や医療提供体制の確保のため、国が購入して確保したマスクや優先供給スキームによる消毒薬について、必要な医療機関や介護施設等に優先的に配布する。
- ③ 関係機関との連携の推進  
ア 国、隣接県、市町、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。  
イ 近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。  
ウ 緊急事態宣言の対象地域に該当した場合は、次の取組を行う。  
(ア) 緊急事態措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。



(イ) 緊急事態措置を実施した際には、政府対策本部長に、その旨及びその理由を報告する。

④ 社会機能の維持

ア 県職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレワークの活用を努める。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるように公益的事業を継続する。

ウ 医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。

エ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

⑤ 緊急事態措置の実施

ア 国においては、今後の状況が、緊急事態宣言の要件に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとしている。

また、国は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言するにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で行うこととしている。

イ 県としては、上記アによる国の緊急事態宣言により、実施区域に指定された場合は、県民の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面を踏まえ、必要な緊急事態措置を実施する。

⑥ その他

国においては、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、県においても、これに準じた対応に努める。

## (別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下の事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ①インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ②飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア等）
- ⑤家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

### 4 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持す

るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、宅配・郵便等）
- ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦育児サービス（託児所等）

## 5 その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮して、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。